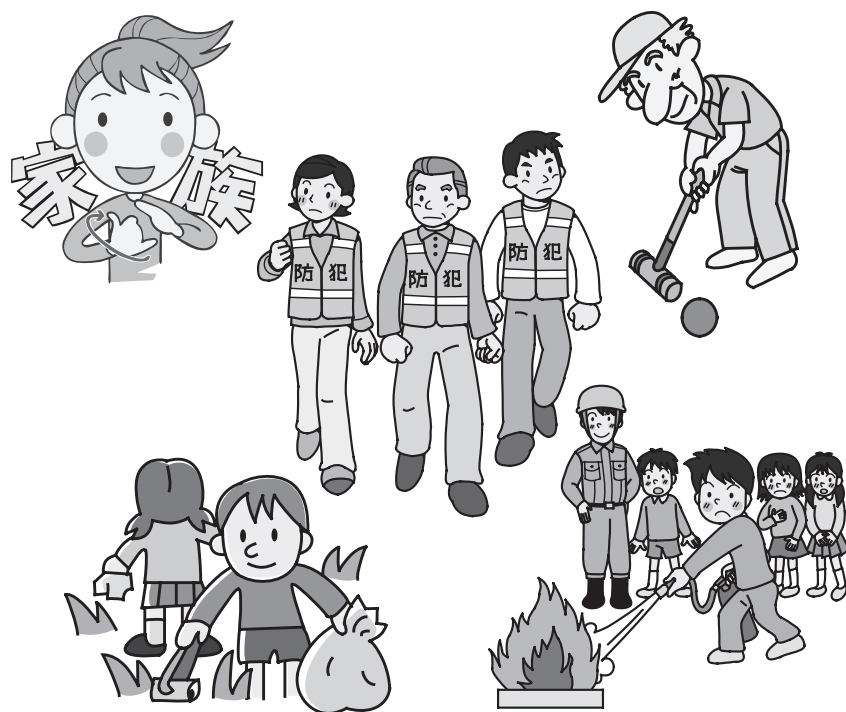


# 平成24年度 福祉教育協力学区指定事業活動報告書

地域社会・学校・家庭の協働  
— 子どものときから福祉の目を —



社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

## 発刊にあたって



福祉教育協力学区指定事業は、平成17年度まで実施した「児童・生徒のボランティア活動普及事業」を発展させて平成18年度から新たに始めた事業で、今年度で7年目を迎えました。

この事業は、「児童・生徒のボランティア活動普及事業」において学校中心に行われていた福祉教育から、学校を含めた地域社会や家庭が協働して、子どものときからボランティア活動等を通して社会福祉への理解と関心を高め、助け合い活動を育む福祉教育を推進していくことを目的に実施しています。

本事業はご協力いただける市町村社会福祉協議会を指定いたしまして、中学校区または小学校区を単位として、それぞれの地域性を活かしながら地域一体となった福祉教育の活動に取り組んでおります。

今年度は、平成22年度に指定をした3市町村社会福祉協議会が本年度で指定期間の3年間を終了することから、これまでの福祉教育に対する取り組みをまとめ広く周知するためこの報告書を発刊することとしました。

この報告書が、今後各地域で取り組まれる福祉教育活動の一助となれば幸いに存じます。

最後になりましたが、本報告書の作成にあたりご協力いただきました各社会福祉協議会担当者、学校の先生方、地区の役員の皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成25年3月

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会  
会 長 関 正 夫

## 目 次

- 発刊にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 福祉教育協力学区指定事業実施要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 活動報告（平成22年度指定社協）
  - ・行方市社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - ・小美玉市社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - ・坂東市社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

## 福祉教育協力学区指定事業実施要項

### 1 目的

地域社会・学校・家庭が協働して、子どものときから社会福祉への理解と関心を高め、助け合い活動を育む福祉教育を推進することを目的とする。

### 2 実施主体

市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という）とする。

### 3 地域の指定

茨城県社会福祉協議会（以下、「茨城県社協」という）から指定を受けた市町村社協が、原則として中学校区区域を指定する。

### 4 指定期間

地域の指定は、3ヵ年とする。

### 5 指定地域の事業

#### (1) 必須事業

- ① 指定期間中に、計画的に福祉教育推進協議会（以下、「協議会」という）を設置する。協議会の名称は、指定市町村社協において定めて良いこととする。
- ② 指定1年目に「ぼうさい探検隊」を行うことによって、地域の福祉課題に気づき、共に課題解決しようとする態度を養う。

#### (2) 選択事業

指定区域内の小・中学校及び高等学校と連携して、次の事業を選択して行う。ただし、保護者、関係者だけで実施することもできる。

- ① ボランティアスクール、福祉体験講座の啓発活動
- ② 福祉マップづくりなど、地域の点検・調査活動
- ③ 地域社会で生活する高齢者や障がい児者等に対するボランティア活動
- ④ 社会福祉施設への訪問、ボランティア活動
- ⑤ 学校における「総合的学習の時間」との連携事業
- ⑥ 小・中学校及び高等学校を通じた系統的な学習
- ⑦ 未使用教室の活用事業
- ⑧ 家庭、地域社会への広報活動
- ⑨ 指定地域間の相互交流・学習等
- ⑩ 地域内の複数の関係機関・団体との協働活動
- ⑪ その他、目的達成のため、協議会が必要と認める事業

### 6 協議会

- (1) 協議会の構成は、市町村社協と福祉教育に関係する次の関係機関・団体等から構成する。

なお、地域の実情を十分考慮して、構成することとする。

【構成例示】

教育委員会，学校，児童館，公民館，学童保育，社会福祉施設，福祉団体，民生委員児童委員，ボランティア，PTA，子ども会育成会，自治会・町内会，企業，商店会，福祉関係行政等

(2) 協議会の役割

地域内の福祉課題，生活課題を把握し，課題に対応する選択事業の企画と実施。

7 茨城県社協及び市町村社協の役割

(1) 茨城県社協から指定を受けた市町村社協は，協議会を設置する。

(2) 茨城県社協及び市町村社協は，同協議会の円滑な活動を支援するため，連携して次の事業を行う。

- ① 講座・体験等の講師，助言者の斡旋及び派遣
- ② 関係機関等との連絡調整
- ③ 事業・活動に必要な資機材の提供
- ④ 関係資料の作成及び情報の提供
- ⑤ 指定地域間の相互交流
- ⑥ その他，目的達成のために必要な事項

(3) 茨城県社協は協議会の経費として，予算の範囲内において助成することとし，指定市町村社協に助成する。

指定市町村社会福祉協議会

期	期 間	社 協 名
1 期	平成 1 8 年～ 2 0 年	水戸市 城里町 結城市
2 期	平成 1 9 年～ 2 1 年	笠間市 北茨城市 牛久市 利根町
3 期	平成 2 0 年～ 2 2 年	茨城町 八千代町
4 期	平成 2 1 年～ 2 3 年	大子町 五霞町 美浦村
5 期	平成 2 2 年～ 2 4 年	行方市 小美玉市 坂東市